

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。去る三月十九日夜、横須賀市でタクシー運転手の高橋正昭さんが殺害された事件で、昨日、四月三日、米海軍のナイジェリア国籍の一等水兵が強盗殺人の疑いで逮捕されました。事件発生から何と十五日目のことでもあります。

横須賀では、いまだ記憶に新しい一昨年一月の米空母キティホーク乗組員の女性殺人事件に次ぐ米兵の凶悪犯罪に、本当に強い怒りが広がっておりますし、私も強い怒りを禁じ得ないと、強く抗議したいと思います。

そこで高村大臣、昨日、シーファー駐日米大使とお会いになられた。そこで、先ほどありましたが、極めて遺憾である、起訴前の身柄の移転を求めたというふうに答弁をされました。

容疑者が引き渡されたんですから、まず日本側による早期の厳正な捜査と処罰は当然であります。その上で、米側に対して今後の対応として何を求められたのか、そして何を求めていかれるのか。例えば被害者家族、関係者への謝罪と補償の問題とか、あるいは再発防止策の徹底ということは当然求めるというふうになると思うんですが、引き渡しはあったんですから、今後のこととして米側に対して今何を言われているかお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◆高村国務大臣

綱紀粛正と再発防止ということは、それは当然のこととして言っているわけでありまして。今まで、当面の措置ということを米側とも話した上で発表してきているわけですが、これを着実にやっていくことが必要だということが一つあります。

それと同時に、脱走兵のような場合に、必ずしも今まで全部が全部、日本に通報があったわけではないわけでありまして、こういうものについて通報の仕組みを早急につくるということを目米合同委員会の中でやっていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○笠井委員

やはり本当に徹底した対策が必要だと思うんです。

今、脱走兵ということもありました。私も前回、三月二十六日の当委員会でのこの問題についても質問いたしまして、まさに今大臣が言われたような形で、米側ともそういう形で枠組みをつくるということで急ぎたいということでありましたが、私もあの質問の中で、脱走米兵による事件の実態の把握と報告ということを求めました。

あれから十日近くたっています。そして今回、脱走米兵の被疑者が逮捕されたわけでありまして、これまでの脱走米兵による事件の把握というのは、関係省庁との関係もありますが、政府として把握できたのか。そして、その仕組みづくりの進捗、つまり、一日も早く、時間をかけないでというふうに言われましたが、一生懸命やられると前回も言われましたが、どれぐらいのめどで、米側とも、きちっとしたものになりたいというふうに大臣としては考えていらっしゃるのでしょうか。その実態把握の今の状況と仕組みづくりのめど、大体これぐらいまでにはということ、伺いたいと思います。

◆高村国務大臣

時間的なめどというのは、現時点で申し上げられるのは、この前申し上げたように、できるだけ早くという以上のことを申し上げられる状況ではありません。既にもう米側と、関係省庁も含めて、いろいろ始めております。そういう中で、いわゆる脱走だけじゃなくて、行方がわからなくなった場合どうするんだとか、いろいろな範囲を、日本側はできるだけ広く広くとりたいと思います。

それから、すべてがすべてじゃなくて、とりあえず、脱走と認定した場合をどうするかということによってやっておりますが、脱走と認定できた場合にすべて通報するということについてまずやりたいとは考えておりますが、なかなか、では、いつまでにできるんだということは今言える段階でないということでお許しを願いたいと思います。

#### ○笠井委員

これまでの実態把握の状況については、今どこまでわかっているでしょうか。関係省庁ともという話で、情報共有という話もしましたが。

#### ◆西宮政府参考人

既に大臣から御答弁申し上げた点もございますが、過去の脱走兵の犯罪の統計につきましては当省の所管ではございませんで、警察庁の方から部分的な統計があるということで三月二十六日の外務委員会で答弁があったとおりでございます。現時点では十分な集計が困難であるというふうに承知しております。

#### ○笠井委員

困難ということじゃなくて、これはやはり過去の実態をきちんとつかまないといけないわけで、つかんだ上に対策が出てくるわけですから、この間も、そういうことについては困難ということは無理だという話じゃなくて、共有しながら努力する話だったわけですから、これはきちっとやってもらわなきゃいけないというふうに思います。枠組みづくりとあわせてやるということだと思っております。

それから、大臣言われました脱走兵の通報の問題なんですが、通報については、その義務を例えば地位協定の中に明文化する、こういうことも含めてやはり検討の中では出てくるということはあると思うんですが、そういうことも検討の一つの視野に入れるということはあるんでしょうか。いかがですか。

#### ◆高村国務大臣

この関係で地位協定の改定ということは視野に入れておりません。まさに日米合同委員会で、実際にどう行かうかという観点から今協議をしているところでございます。

運用の改善で決めたことは、おおむね適正に運用が現実に改善されていると承知をしておりますので、機動的に対応するためにはやはり運用の改善の方がはるかにベターだ、こういうふうに思っております。

#### ○笠井委員

これは、地位協定というところすぐ運用の改善と言われるんですが、やはりこういう問題で脱走兵というのが今の局面でまた新たになっているわけですから、どういう枠組みかというときには、そのときには運用改善ということにとどまらず、やはりきちっとそれを担保する上では何が必要か、地位協定上のことも含めてきちっと検討すべきだと私は思っております。そのこともぜひやっていただきたい。

続けてですが、今回の事件を通じて、在日米軍の米兵が、旅券、パスポートなしでも米軍の許可さえあれば身分証明書を持って基地外に出ることができる、このことが改めて国民的にも知られるところとなりました。

これはどういう考えに基づくものなのか、その法的根拠は何なのか、お答えいただきたいと思っております。

#### ◆高村国務大臣

米軍人は、日米地位協定に基づき我が国に入国し、滞在しているわけでありまして。

日米地位協定第九条には、米軍人は、旅券及び査証に関する日本国法令の適用から除外される旨定めているわけであります。一方、同第九条三は、米軍人が、日本への入国または出国に当たって、氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書等を携帯しなければならない旨定めた上で、米軍人は日本国にある間の身分証明のため身分証明書を携帯していなければならないと規定しているわけであります。

このように、米軍人は、かかる日米地位協定の規定に基づき、パスポートではなく身分証明書等での出入国、日本滞在が許されているものでございます。

#### ○笠井委員

九条ということで地位協定を言われましたが、私、これは、軍隊、特にアメリカの軍隊というのは規律を守って犯罪を犯さない、そして日本と日本国民を守るためにいるんだからという前提に立って、そういう枠組みをつくっているんだと思うんですよ。

けれども、日本での実態というのは、そうでない事件、つまり米兵の凶悪犯罪が頻発をして、日本国民を守るどころか命や尊厳を奪う事件が相次いでいるということが起こっているわけであります。だから、この点も本当にこれでいいのかという問題がある。

さらに、最近で言いますと、米兵の基地の外での居住という問題も新たにクローズアップされてきて、それがふえているということでありますが、これもまた外国人登録や住民登録の対象から外れていることも問題化してきております。

このもとの、この協定九条の規定というのはこのままでいいのかということについては、大臣、率直にどういうふうにお考えになるでしょうか。

#### ◆高村国務大臣

パスポートは恐らく、私はアメリカの中は知りませんが、多分国務省が発行するんじゃないかと思うんですが、それから、恐らく身分証明書は、国防省が発行するのか軍そのものが発行するのかちょっとよく知りませんが、それは国家が、そこをはっきりさせる身分証明という意味では変わらないのではないかと、こういうふう考えております。

#### ○笠井委員

主権国日本でありますから、結局日米の取り決めがあるとしても、やはり主権国日本に出入国するという事になれば日本の主権にかかわる問題が出てくるわけでありますから、そのところはアメリカが出すからそれでいいんだというふうにはならないと私は思いますので、この点もやはり検討してみるべきだと申し上げたいと思います。

さらに、先ほども冒頭に、綱紀粛正、再発防止ということで、さらにやるんだと言われたけれども、なかなかそれじゃいけないという問題がありまして、いわゆる地位協定の運用改善ということで、先ほど来ありますが、それにかかわってもう一問聞いておきたいと思っております。

お手元に、外務省がつくられた資料が出典なんです、資料をお配りしました。

平成七年、一九九五年の日米合同委員会合意に基づく起訴前の身柄引き渡し要請の運用事例の一覧であります。この中で、平成十四年十一月二日の沖縄県での事件では、十二月三日に逮捕状発付、起訴前身柄引き渡し要請があったけれども、同五日に起訴前身柄引き渡しを拒否されているわけであります。

外務省に伺いますが、この拒否をされた理由というのは何だったのか、端的にお答えください。

#### ◆西宮政府参考人

お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、平成十四年十一月に沖縄で発生いたしました婦女暴行容疑事件でございますが、同年十二月三日に日本側から身柄移転要請を行いました、五日に米側から、米国政府としましては日本政府が提起した要請を十分に考慮した、しかし、本事件

に関する日本政府の説明を真摯に検討した結果、本事件については起訴までは米側が拘禁を行うとの通常の取り扱いを離れる必要がない、必要があるとの根拠が足りないという説明を受けており、平成七年の刑事裁判手続に関する日米合同委合意に基づく起訴前の身柄の移転を行うことに同意できないとの結論を得たとの説明がございました。

これ以上の詳細な理由は米側から示されてはおりませんが、米側は、証拠収集、証拠隠滅の防止を含めまして、日本側の捜査への全面的な協力を維持していく考えも明らかに当時出しておりますし、起訴前にも日本側による事情聴取にも応じております。

さらにつけ加えれば、起訴後に身柄の移転を実際に行ったというふうに承知しております。

#### ○笠井委員

根拠が足りないというのは、殺人とかいわゆる凶悪犯罪というふうに言ってきた、その範囲に入らないということでのやりとりがあったということじゃないかと思うんですが、その後、先ほど大臣も平成十六年の四月に合同委員会ですらにやられたというふうに言われましたが、その点についてはどういうことになったんですか。

#### ◆西宮政府参考人

特定の犯罪の種類というお話でございしますが、平成七年の合同委合意におきまして、あらかじめ特定の種類の犯罪を起訴前の身柄引き渡しの要請の対象から排除しておらない、平成七年当時でもこれが日本政府の考えでございましたが、平成十六年四月の日米合同委員会におきまして、この点につき日米間で明確に認識の一致を見た次第でございします。

これは、いかなる犯罪であっても、日本側が重大な関心を有する場合であれば、日本側は合同委員会において起訴前の拘禁移転要請を行うことができることを明確化したものと考えています。

#### ○笠井委員

では、局長、その合意した四項目めの最後、日本側が要請すればできるということですが、その後をちゃんと読んでください。何というふうに合意していますか、米側。

#### ◆西宮政府参考人

読み上げさせていただきます。「合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。」でございします。

#### ○笠井委員

「考慮する。」なんですよ。だから、日本は要請できるから、アメリカは考慮するということなので、これは、運用改善では、主権国である日本が結局は好意的考慮という中で、犯罪の種類とかいろいろ言われましたが、殺人にとどまらずほかの問題もできるみたいな話があったけれども、結局は米側に裁量権がゆだねられているという問題であります。

ですから、この際、この点でも、運用改善じゃなくて、地位協定そのものの改定に踏み出すべきだと私は思いますが、大臣、いかがでしょうか。

#### ◆高村国務大臣

これは何度もこの委員会で申し上げているように、NATO地位協定でも米韓地位協定でも、この規定は全く同じなんですよね。そういう中で、運用改善で日本だけは起訴前でも拘禁移転ができるというふうになったわけで、私が知る限り、現時点で起訴前に身柄の移転がされているのは我が国だけでありますから、だれかが不平等条約だなんと言ったけれども、ほかの国が日本と比べて不平等だというのならわかりますけれども、少なくともこの点に関しては日本が一番進んでいるというのは事実であります。

## ○笠井委員

日本だけはできる、ほかよりやっているというふうに今誇られて言われましたけれども、では、日本がそういう形でもやるというのは、それだけ問題が大きいからやらざるを得ないという問題なんですよ。

だから、ほかの国と比べてということじゃなくて、現実には日本でこれだけ犯罪が多発して、再発防止それから綱紀粛正と何度言ったってなくならないという事態があって、そして、基地があるからこんなことになっているんだ、沖縄からも横須賀からも出ていってくれ、八月には原子力空母が来るけれども、それも配備をやめるべきだという声が上がっているわけですから、そういう日本の現実を踏まえたら、やはり政府としては、主権国として責任を持ってどうするかと。ほかより進んでいるんだったら、もっと進めてやらなきゃいけない、そして、国民の命と安全を守らなきゃいけない。この問題があるということを指摘して、質問を終わります。